議案第７号

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月１３日提出

大網白里市長　　金　坂　　昌　典

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

(7) 住登外者宛名番号管理機能　市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。

(8) 住登外者宛名情報　住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第３条第１項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務」を加え、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第４条中「特定個人番号利用事務」を「個人番号利用事務」に、「利用特定個人情報」を「特定個人情報」に改める。

別表第１に次のように加える。

5　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２　２　市長の項大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの目に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２　３　市長の項大網白里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるものの目に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２　４　市長の項大網白里市子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの目に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。